

# 硫酸ピッチ不法投棄等防止対策検討委員会

## 報 告 書

平成15年7月

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

硫酸ピッチ不法投棄等防止対策検討委員会  
報告書のとりまとめにあたって

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
理事長 太田文雄

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団は、平成 10 年 7 月に廃棄物処理法上の「産業廃棄物適正処理推進センター」の指定を受け、国と産業界により造成された基金によって、都道府県等が実施する原状回復支援事業を支援しています。

この基金制度による原状回復支援事業は、平成 14 年度は 8 件、支援総額は約 1 億 7500 万円となっております。この内訳をみますと、硫酸ピッチ事案が、7 件であり急増している状況にあります。

硫酸ピッチ事案への支援が急増している原因のひとつには、硫酸ピッチが入ったドラム缶の腐食の進行が速いことや、亜硫酸ガス発生等により周辺生活環境への影響が大きいことから、原状回復の必要性・緊急性が高く、支援については実施せざるを得ない状況にあることがあげられます。

支援の実施にあたりましては、基本的に運営協議会を事前審査、本審査と 2 回行って、支援の可否等について協議するものですが、支援総額 3 千万円以下の事案については、委員の持ち回りで審査を簡略化することとなっています。これまで硫酸ピッチ事案はすべてこの委員持ち回りにより審査されておりますが、審査の過程で委員各位からは各事案について都道府県等が講ずるべき再発防止対策やそもそも不法投棄させないための未然防止対策など総合的な対応策についての十分な検討が必要との指摘がなされているところです。

このため、当財団は、貴重な基金を適切に運用していく立場から、平成 14 年 12 月に急きょ自治体、弁護士、産業界、国（オブザーバー）、日本経団連（同）からなる「硫酸ピッチ不法投棄等防止対策検討委員会」（委員長；鈴木道夫・橋元綜合法律事務所弁護士）を設置致しました。短期間にもかかわらず委員の方々による計 3 回の精力的な活動成果として、このほど報告書を取りまとめることができました。

硫酸ピッチ不法投棄問題は、税務、消防、運輸、環境など多岐に亘って関係するものですが、本報告書は、不法投棄原状回復支援事業と関係が大きい都道府県等による硫酸ピッチ排出源対策について整理したものであり、当財団では原状回復支援事業に関する運営協議会審査の内部資料として活用する予定としております。

最後になりましたが、本報告書を取りまとめて頂きました鈴木委員長ならびに委員の皆様及び環境省、日本経団連等の関係者各位の皆様に厚く御礼申し上げます。

## 目 次

	頁
1．検討の概要	1
1.1 検討の目的	1
1.2 検討項目	1
1.3 検討の範囲	2
1.4 検討結果の概要	3
2．硫酸ピッチ不法投棄等支援事業の状況（基金制度3/4支援）	5
3．硫酸ピッチと不正軽油	11
3.1 硫酸ピッチとは	11
3.2 不正軽油とは	13
3.3 軽油引取税と脱税の構造	19
3.4 不正軽油の検出状況	21
4．硫酸ピッチ、不正軽油対策の現状	22
4.1 廃棄物分野による対応状況	22
4.2 地方税務分野の対応状況	22
4.3 消防分野による危険物管理等の状況	23
4.4 行政対応についてのまとめ	29
5．硫酸ピッチ不法投棄防止対策	30
5.1 全体フロー	30
5.2 排出源対策	33
5.3 硫酸ピッチ不法投棄事案への対応方法	38
6．基金制度における原状回復事業の支援にあたっての排出源対策	40

硫酸ピッチ不法投棄等防止対策検討委員会名簿

(敬称略・順不同)

委員長

鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所 弁護士

委員

西川 輝彦 石油連盟技術環境部 部長

加藤 逸郎 硫酸協会技術・調査部 部長

白井 俊夫 大成建設株式会社安全環境本部環境マネジメント部環境推進室 室長

猿田 忠義 茨城県生活環境部廃棄物対策課 係長

金田 尊男 栃木県生活環境部環境整備課廃棄物対策室 副主幹

(平成15年4月1日より)

五月女 智昭 栃木県生活環境部環境整備課廃棄物対策室 主任)

箭内 久修 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 副参事

オブザーバー

粕谷 明博 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室長

田村 省二 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室長補佐

野尻 智治 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室長補佐

吉田 一雄 社団法人日本経済団体連合会 環境・技術本部

筋野 良次 東京都主税局課税部税指導課 課長補佐 軽油取引税係長

渡邊 明良 茨城県総務部税務課 課長補佐

(平成15年4月1日より 土肥 秀樹 茨城県総務部税務課)

## 1 . 検討の概要

### 1 . 1 検討の目的

当財団では、平成 10 年 6 月 17 日以降に発生した不法投棄に対する産業廃棄物適正処理推進基金による支援制度（事業費の 3 / 4 支援）と、同年 6 月 17 日前に発生した不法投棄に対する環境省の産業廃棄物適正処理推進特別対策補助金による支援制度（事業費の 1 / 3 補助）の運営にあたっている。

このうち、平成 10 年 6 月以降の不法投棄事案を対象とした基金制度による原状回復事業については、平成 14 年度までに総数で 19 件の支援を行なっており、うち 14 件が硫酸ピッチ不法投棄事案となっている。とくに平成 14 年度は、硫酸ピッチ事案が支援総事業数 8 件のうち 7 件を占めていて、急増している（事業費ベースで見ると、平成 14 年度までの総支援額 9.8 億円のうち 2.1 億円が硫酸ピッチ事案）。

硫酸ピッチは強酸性であることに加えて、腐食性であるため、容器のドラム缶を腐食しやすい。硫酸ピッチが漏出すると亜硫酸ガスの発生等により、周辺生活環境の保全上の支障が生じる可能性が大きく、一刻も早い原状回復が求められる。さらに、硫酸ピッチの不法投棄は、組織的に行なわれることがほとんどであること等から、事案の解明や行為者による原状回復が難しく、このことも基金制度による原状回復の支援要請が急増している一因となっている。

このような状況をうけて、当財団では、限りある基金を適正かつ効率的に運用していく必要がある立場から、急きょ平成 14 年 12 月に関係分野の専門家による硫酸ピッチ不法投棄等防止対策検討委員会（委員長；鈴木道夫弁護士）を設置した。

本検討は、当委員会により、硫酸ピッチの排出工場の早期把握方法や排出工場への適正処理遵守方法といった排出源対策を主とした硫酸ピッチ不法投棄防止対策について検討・立案することを目的としたものである。

### 1 . 2 検討項目

本検討会では、以下の 4 点について検討した。

- 1 ) 硫酸ピッチ不法投棄問題と不正軽油問題についての整理
- 2 ) 硫酸ピッチ、不正軽油対策の現状整理
- 3 ) 硫酸ピッチ不法投棄防止対策の検討・立案
- 4 ) 「基金制度」による支援にあたっての留意事項の整理

### 1.3 検討の範囲

本検討は、不正軽油の製造場が把握できれば、硫酸ピッチの排出が想定され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）に基づく対応が可能となることから、図-1.1 の~~~~~ 内に示す排出源対策について主に検討したものである。

なお、硫酸ピッチは、主に脱税目的で密造される不正軽油製造時に副産物として生成されるものであり、そもそも不正軽油を作らせない、使用させないといった抜本的対策も別途必要であるが、それらについての対応は、関係機関を含めた今後の検討課題である。

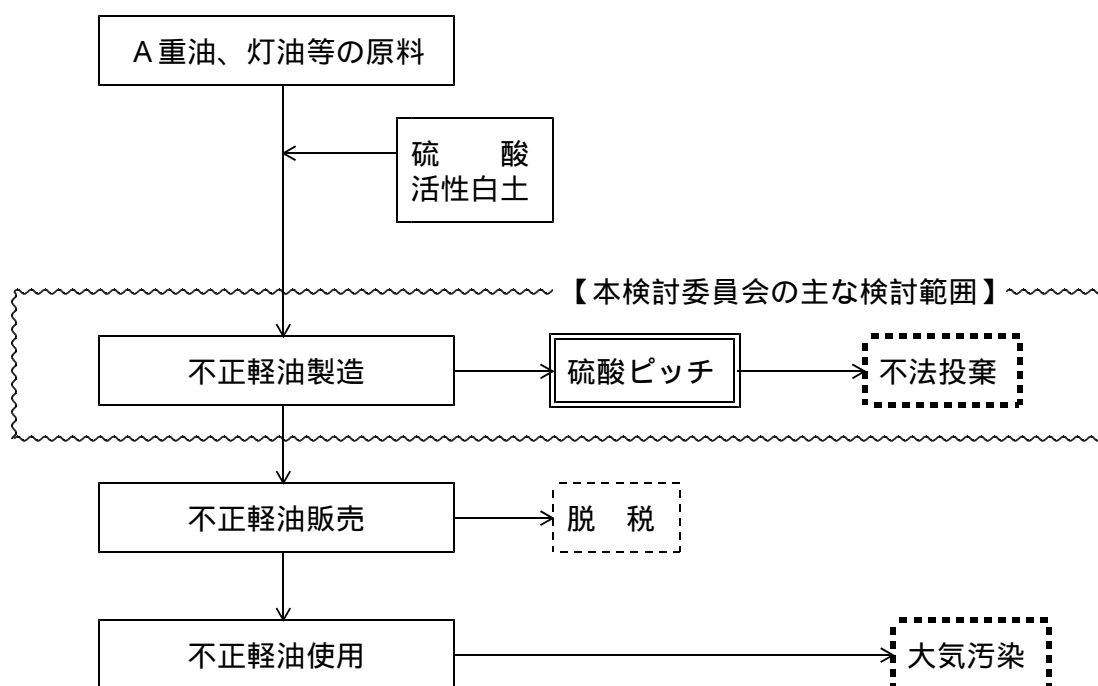


図 - 1.1 硫酸ピッチ製造及び不正軽油の模式図

## 1.4 検討結果の概要

### (1) 硫酸ピッチ不法投棄防止対策の現状と課題

硫酸ピッチは、不正軽油の製造に伴って発生するものであり、硫酸ピッチ不法投棄問題は不正軽油問題の一部と考えることができる。

不正軽油とは、主に重油と軽油または灯油などを混和等したものを軽油として販売し、軽油引取税（地方税）を脱税しているものであり、硫酸ピッチはこうした油から識別剤のクマリンの除去等を行なうときに発生する。硫酸ピッチの適正処理費はドラム缶あたり 5 ～ 10 万円と高額なため、不法投棄されるケースがあとを絶たない。

不正軽油については、硫酸ピッチ不法投棄による周辺生活環境への支障の発生の他に、脱税や大気汚染さらには硫酸等の危険物の不正取り扱い等の問題につながるため、都道府県等の行政では地方税法、消防法、廃棄物処理法等に基づいて、税務、消防、廃棄物部局がそれぞれの立場で対応している。

当委員会では、これらの行政対応について、硫酸ピッチの排出源対策上の課題として次の点が指摘された。

- ・ 都道府県等の廃棄物、税務、消防の各部局とも立入権限を有しているものの、立入の目的が異なるため連携が不十分。
- ・ 上記の各部局では守秘義務に囚われて、排出源等の情報の共有化が進んでいない。

また、関係機関を含めた今後の検討課題として、次の点が指摘された。

- ・ 排出源の特定につながる消防法及び地方税法 700 条の 22 の 2「混和等の承認を受ける義務等」の厳格な運用
- ・ 簡単に除去できない識別剤の開発
- ・ 平成 15 年 4 月以降、正規ルートの軽油はほぼ全国的に低硫黄軽油に置きかわっているため、路上抜取検査等での硫黄分析の導入
- ・ 不正軽油の不使用

### (2) 今後の硫酸ピッチ不法投棄防止対策

本報告書では、以下に示す硫酸ピッチ排出源対策等について整理・立案した。

#### 排出源対策

##### [排出場所の特定方法]

- ・ パトロールによる疑わしい施設の把握
- ・ 住民情報等の活用（「不正軽油 110 番」等）
- ・ 消防、税務等の他機関との連携・情報共有化による把握
- ・ 条例による排出場所の特定（届出制等）
- ・ 他県情報による排出場所の把握（都道府県間連携）
- ・ <参考> 情報共有化における守秘義務についての考え方

#### [排出源への立入検査]

- ・過去に不正軽油の製造が確認されている施設への対応
- ・新たに不正軽油製造の疑いが生じたときの対応
- ・＜参考＞税務、消防と連携したサンプル採取の方法例

#### [フォローアップ（追跡調査）]

- ・立入検査後の追跡調査方法

#### 硫酸ピッチ不法投棄事案への対応方法

- ・応急措置と周辺環境への影響把握
- ・排出源調査等

### (3) 基金制度における原状回復事業の支援にあたっての排出源対策

都道府県等において、硫酸ピッチの不法投棄を防止するためには、地域の状況に応じた対策を適切に実施していくことが肝要となるが、とくに以下に示す対策は最も重要かつ効果的な排出源対策であると考えられるものである。

財団の基金の運営に際しても、ここ1、2年硫酸ピッチ不法投棄事案についての基金支援要請が急増しているなかで、支援にあたっては都道府県等が講じるこれら監視・立入等の方策（再発防止策）についての説明を受けたうえで、その内容を十分検討していく等の対応を行なうものである。

#### 監視活動の充実

硫酸ピッチ排出源の特定や排出源への監視を目的とした、監視活動の充実。

#### 情報の共有化

硫酸ピッチ発生源を特定するため、廃棄物担当部局、県消防(市町村消防を含む)、税務等間の情報の共有化。

とくに、消防法上、不正軽油の混和・製造のほとんどの施設が届出の対象となることから、県消防部局を通じての消防情報を迅速に廃棄物部局と共有する。

#### 立入検査、報告徴収の実施

特定された硫酸ピッチの排出源に対する適正処理の確認等を目的とした立入検査、報告徴収の実施。

なお、消防法に基づく届出がなされていないこと等の不正が確認された場合には、刑事告発、消防法の罰則規定等の厳格な適用を行なう。

#### 追跡調査

立入検査や報告徴収だけでは、硫酸ピッチの適正処理の事実確認が難しいことから、排出源への監視等による追跡調査の実施。



## 2. 硫酸ピッチ不法投棄等支援事業の状況（基金制度3/4支援）

当財団の支援事業（基金制度 3/4 支援）の状況は、以下のとおりである。

### （1）硫酸ピッチ不法投棄原状回復事業の支援実態

原状回復支援事業数；19 件（平成 11 年度～14 年度）

うち硫酸ピッチ事案；14 件

基金支援総額；9 億 7,800 万円（平成 11 年度～14 年度）

うち硫酸ピッチ事案；2 億 1,448 万円〔総支援額の 21.9 %〕

### （2）平成14年度の支援事業の状況

支援事業 8 件のうち、7 件が硫酸ピッチ事業となっている。

表 - 2.1 基金制度（3/4支援）による支援事業の実績

no.	事業年度	都道府県等 (事業主体)	発生場所	廃棄物種類	撤去量 (t)	総事業費 (千円)	支援額 (千円)	県等回収額 (千円)	返納額 (千円)	返納 年月	備 考
1	平成	兵庫県	篠山市	硫酸ピッチ等	23	5,691	4,268	620	465	H15.3	
2	11年度	大阪府	大東市	硫酸ピッチ等	12	4,651	3,488	100	75	H15.3	
3		和歌山県	打田町	硫酸ピッチ等	5	2,815	2,111				
平成 11 年度計					40	13,157	9,867				
4	平成	京都府	宇治市	がれき等	11,200	120,400	90,300				
5	12年度	滋賀県	日野町	廃プラ等	14,600	270,309	202,732				
6		長野県	大町市等	廃プラ等	3,700	253,948	190,460	620	465	H15.3	
7		静岡県	富士宮市	硫酸ピッチ等	12	4,920	3,690				
平成 12 年度計					29,512	649,577	487,182				
8	平成	石川県	辰口町	硫酸ピッチ等	155	35,427	26,570	1,800	1,350	H15.4	
9	13年度	山梨県	上九一色村	硫酸ピッチ等	56	8,860	6,645	4,995	3,746	H14.5	
10		静岡県	富士宮市	硫酸ピッチ等	353	24,900	18,675				
11		大阪府	富田林市	廃プラ等	18,200	337,799	253,349				
平成 13 年度計					18,764	406,986	305,239				
12	平成	三重県	亀山市	硫酸ピッチ等	492	57,637	43,227				
13	14年度	高知県	本川村	硫酸ピッチ等	31	18,054	13,541				
14		宇都宮市	宇都宮市	硫酸ピッチ等	536	35,385	12,173	注) 35,385	12,173	H15.3	実績報告までに原因者が 19,154千円負担
15		長野県	南箕輪村	硫酸ピッチ等	231	33,936	25,452				
16		青森県	五所川原市	硫酸ピッチ等	237	13,070	9,802				
17		豊田市	豊田市	混合廃棄物	準備工まで	35,580	26,685				(H14分概算払い予定)
18		茨城県	結城市等	硫酸ピッチ等	184	38,850	29,137				(未実績報告)
19		千葉県	芝山町	硫酸ピッチ等	308	20,937	15,699				(未実績報告)
平成 14 年度計					2,019	253,449	175,716				
合 計					50,335	1,323,169	978,004	8,135	18,274		

注)：実績報告までに原因者が19,154千円負担

回収額は、財団への報告済みのもの

原状回復着工前



原状回復一部撤去時



写真 - 2 . 2 宇都宮市硫酸ピッチ不法投棄現場  
(平成14年度支援事案)



写真 - 2 . 3 長野県硫酸ピッチ不法投棄現場 (平成14年度支援事案)



写真 - 2.4  
青森県硫酸ピッチ不法投棄現場  
(平成14年度支援事案)



写真 - 2.5  
茨城県硫酸ピッチ不法投棄現場  
(平成14年度支援事案)



写真 - 2.6  
千葉県硫酸ピッチ不法投棄現場  
(平成14年度支援事案)



写真 - 2.7  
石川県硫酸ピッチ不法投棄現場  
(平成14年度行為者による原状回復事案)

### (3) 硫酸ピッチ不法投棄事案の概要

当財団に支援要請(3/4 支援制度)があった硫酸ピッチ不法投棄事案の概要を整理したのが、表-2.10である。

不正軽油製造は脱税を目的としており、組織的に製造・販売をしているため、取締りや捜査が難しい。また、不正軽油の原料であるA重油等の流通時に、多くのペーパーカンパニー等を経由して製造・販売される事例が多いなど、構造が複雑で製造・販売ルートが特定できない状況にある。このため、硫酸ピッチ案件では、行為者による原状回復がなされていないケースが多い。

このような状況の中で当財団に支援要請があった事案のなかでは、硫酸ピッチ不法投棄の構造が明らかになって、行為者等の全額負担により原状回復がなされた事例として以下の2つがある。

#### 宇都宮市の事例

支援事業の実施中に警察捜査により、ドラム缶の流通ルート等の事案の全容が図-2.8に示すとおりにはほぼ解明された。判明した関与者(7名)は、全員逮捕され、原状回復費用は、警察取調べ中に逮捕者同士で折半され、支援事業の完了後に全額を回収した。

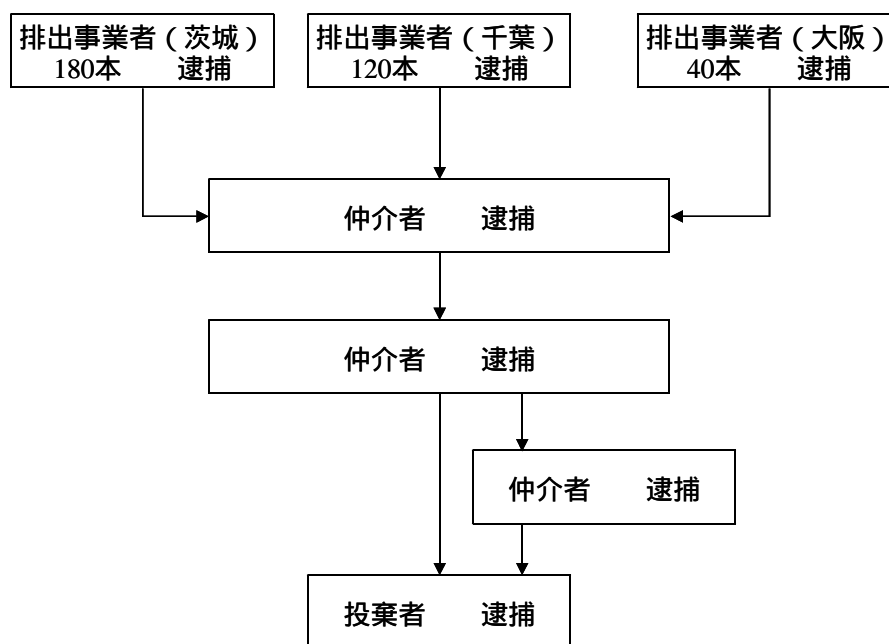


図 2.8 宇都宮市硫酸ピッチ事案関係図

## 石川県の事例

本事例は、当初投棄実行者等関係者が不明なため、公告を行ない、当財団へ原状回復支援事業の申請を行なったが、不法投棄物から浮かび上がった行為者が警察の任意聴取を受けた後、自社の廃棄物と名乗り出て、原状回復を行なったため支援申請を取り下げた事例である。

なお、その後、排出事業者（従業員含む）4名、仲介者2名、土地斡旋者1名、投棄実行者1名を逮捕した。これらの関係については、図-2.9 のとおりである。

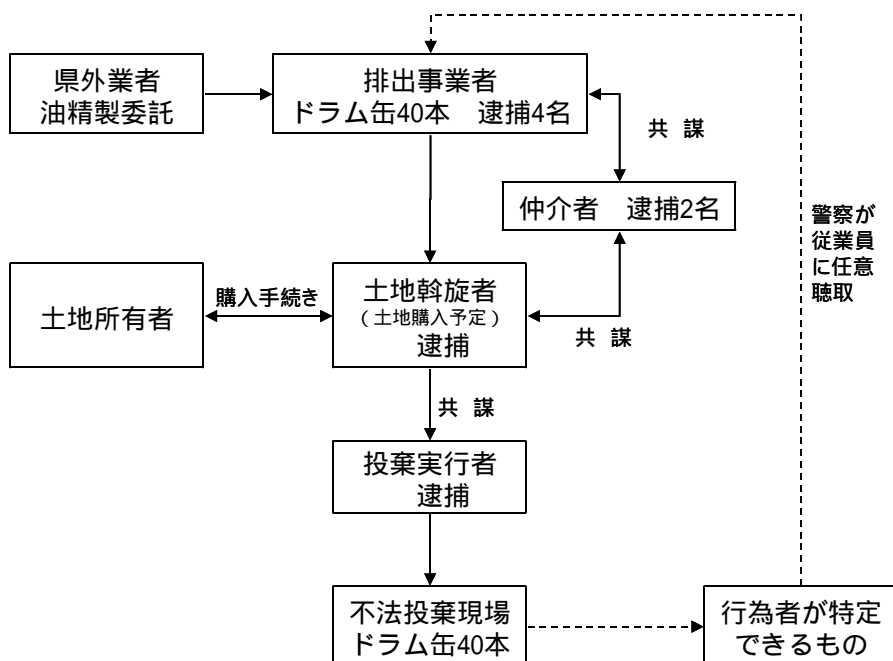


図 2.9 石川県志賀町硫酸ピッチ事案関係図

表-2.10 硫酸ピッチ不法投棄事案のまとめ（基金制度3/4）

年度	自治体	投棄場所	量(トン)	発生源	処理方法	処分方法	生活環境保全上の支障(被害)	性状
平成11年度	兵庫県	篠山市	23	不明	搬出後一時保管 し、保管場所 で中和	焼却 焼却 (残渣:埋立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>硫酸ピッチが流出しており、河川への流入され、農業や内水面漁業、水道水源への影響が懸念</li> </ul>	廃油、廃酸 (pH2以下) の混合物
	大阪府	大東市	12	軽油密造	搬出中和	焼却 (残渣:埋立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用水源等利用河川の上流域に流出し、農業への影響が懸念</li> </ul>	廃油、廃酸 (pH2以下) の混合物
平成12年度	和歌山県	打田町	5	軽油密造	搬出後一時保管 し、保管場所 で中和	焼却	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水源等利用河川の上流域を汚染しており、水道水への影響が懸念</li> </ul>	廃油、廃酸 (pH2以下) の混合物
	静岡県	富士宮市	12	不明	搬出中和	焼却 (残渣:埋立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水汚染のおそれ(下流部に養鱈業者)</li> <li>富士箱根伊豆国立公園内であるため、人々に嫌悪感</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>pH0.68~1.92</li> <li>油分 約28%</li> </ul>
平成13年度	石川県	辰口町	155	不明	搬出	硫酸製造反応炉 でばい煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流域の農業用水利用に大きな打撃を与える恐れ</li> <li>硫酸ピッチと油の異臭で、苦情</li> </ul>	強酸性
	山梨県	上九一色村	56	不明	搬出	焼却(焼却灰:溶 融処理、スラグ 再生利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺に強い亜硫酸ガス臭</li> <li>地表面から50cm地下でもpH3.0~3.9酸性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃酸、廃油及び汚泥の混合物 (pH0.4~1.7)</li> <li>鉛含有量0.3~3.0mg/l</li> </ul>
平成14年度	静岡県	富士宮市	353	不明	現場中和	焼却 (残渣:埋立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投棄場所下流に飲料用水源があり、飲料水に影響が懸念。</li> <li>異臭があり、強酸性なので、周辺の土壌や水質汚染の恐れ</li> <li>二酸化硫黄0.194ppm(環境基準0.1ppm)</li> <li>現地は丘状の上部して、雨量が増大すれば、周辺への稲作等健康・生活に影響が懸念</li> <li>近隣住民から気分が悪いとの苦情</li> <li>亜硫酸ガスにより、敷地内外の植物が枯れている</li> </ul>	強酸性pH1.4、油分1.9%
	三重県	亀山市	492	不明	搬出中和	焼却 (残渣:埋立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下や河川等に漏出し汚染する懸念</li> </ul>	pH1.7で、へキサン抽出物質量: 94mg/l
平成14年度	高知県	本川村	31	不明	搬出	硫酸再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する民家の植木、水田の稲が一部枯れている</li> <li>付近の工場従業員が目や喉の痛み</li> <li>付近の工場従業員が目や喉の痛み</li> <li>土壌汚染が進行</li> </ul>	強酸性 (pH1.0)
	宇都宮市	徳次郎町/ 上金井町	536	不明	現場中和	焼却 (残渣:埋立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の植木が一部枯れている。</li> <li>付近の商店や工場の従業員が目や喉の痛み</li> <li>亜硫酸ガスが発生し、強い臭気</li> <li>ドラム缶上部36,000ppm以上(400~500ppmで生命危険)</li> <li>漏出しており、土壌汚染が進行</li> <li>隣接地に南箕輪村水源が2ヶ所あり、取水を停止中。</li> <li>隣家の芝生が枯れた</li> <li>隣接する水路への流出が懸念</li> <li>近接の農業用溜池汚染が懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>pH以下で、硫酸濃度26%</li> <li>亜硫酸ガス100ppm以上</li> </ul>
平成14年度	長野県	南箕輪村	231	不明	搬出中和	焼却 (残渣:埋立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>結城市...農業用水が隣接しており、農業への影響が懸念</li> <li>三和町...井戸水を使用している住民が不安を訴えている。現場脇に通学路があり、悪臭があるとの苦情がある。また子供が誤って入る可能性がある(入り込まないような措置あり)</li> <li>八千代町...住宅地区で、悪臭により体調不良を訴える人もいた。</li> </ul>	pH以下で、硫酸濃度50%
	青森県	五所川原市	237	不明	現場中和	焼却 (残渣:埋立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地中にドラム缶が埋められている</li> <li>一部の硫酸ピッチについては、石灰と土を混合したまま放置</li> <li>現場では、異臭がただよい、雨水との接触で高濃度の亜硫酸ガスが発生</li> <li>上水道が整備されていない地区なので、地下水汚染が生じると甚大な影響が</li> </ul>	pH以下で、硫酸濃度63.4%、敷 地内での亜硫酸ガス濃度5ppm
平成14年度 申請取り下 げ事案	茨城県	結城 三和町 八千代市	184	不明	搬出	焼却	<ul style="list-style-type: none"> <li>亜硫酸ガスにて、付近の樹木が枯れだしている</li> <li>下流域に湧き出している霊水への被害等が懸念</li> </ul>	pH1.2、硫酸濃度12.5%
	千葉県	芝山町	308	軽油密造	搬出中和	セメント原料		pH1.0以下、土壌環境基準を上回 るベンゼン (0.026mg/l)
石川県	志賀町	33	石油精製	搬出	油分離、コンク リート練		地下浸透、河川流入によるpH、 BOD、鉛油含有量が局所的に環境 基準を越えるおそれ	

### 3 . 硫酸ピッチと不正軽油

#### 3 . 1 硫酸ピッチとは

当財団が支援した硫酸ピッチ事案等から、硫酸ピッチの発生源、状況等を整理すると、以下のとおりとなる。

##### ( 1 ) 発生源

硫酸ピッチは不正軽油（A重油と灯油を混和させた後、濃硫酸を添加して、識別剤クマリンを除去したものを軽油として販売。その際、軽油引取税を脱税しているものをいう。詳細は3 . 2を参照）を密造する際に生成されるケースが多い。

##### ( 2 ) 性状

硫酸ピッチの性状は、不正軽油の製造方法や保管状況等によって異なるが、酸性・アルカリ性を示す水素イオン指数（pH）は、2.0以下がほとんどで強酸性を示している。また、主成分として、油分1.9～28%、硫酸イオン（未反応の硫酸を含む）12.5～63.4%、タール分等が含まれており、亜硫酸ガスは、100～36,000ppmとさまざまである。放置しておく、油分の揮発等により粘性が増して、固化する。その他にヘキサン、鉛、ベンゼン等が検出される場合もある。

ドラム缶から漏出した硫酸ピッチは、黒色タール状を呈し、鼻をつく異臭を発する。

##### ( 3 ) 周辺生活環境保全の支障・被害等

硫酸ピッチは強酸性であることに加えて、腐食性であるので、容器のドラム缶が腐食しやすい。ドラム缶が腐食したところから、硫酸ピッチが漏出する。漏出した硫酸ピッチに雨水があたると、亜硫酸ガスが発生する。また、大気中に拡散されるため、大きな悪影響を及ぼす危険性は少ないと考えられるが、放置されたドラム缶のふたを急に開けて、溜まった高濃度の亜硫酸ガスを吸うと呼吸困難等重い呼吸器障害を発生させる危険性がある。直接肌に触れると、焼け爛れることもある。

硫酸ピッチは、粘性が高く一気に土壤等に広がることはないが、漏出した硫酸ピッチから未反応の硫酸や、固化した硫酸ピッチに雨水が接触して硫酸になったものが、地下浸透していき、水源等の汚染や土壤汚染を引き起こす。

##### ( 4 ) 硫酸ピッチの処理方法

硫酸ピッチは、硫酸が含まれているため、そのまま焼却処理すると、大気汚染や焼却設備破損のおそれがある。そこで、中和処理が必要となる。具体的な硫酸ピッチの処理順序として、2通りある（図-3.1、3.2参照）。1つは、不法投

棄現場にて中和を行ない、搬出する方法。もう1つは、硫酸ピッチを現場から搬出後、中間処理施設等で中和を行なう方法である。処理方法は、処分費や不法投棄現場の地理的条件や現場条件、硫酸ピッチが飛散する可能性、亜硫酸ガス発生等の周辺環境への影響等が考慮されて定められる。

硫酸ピッチを中和等の処理を行なったあとの処分については、一般的には焼却処理をし、焼却残渣は管理型最終処分場で処分される。

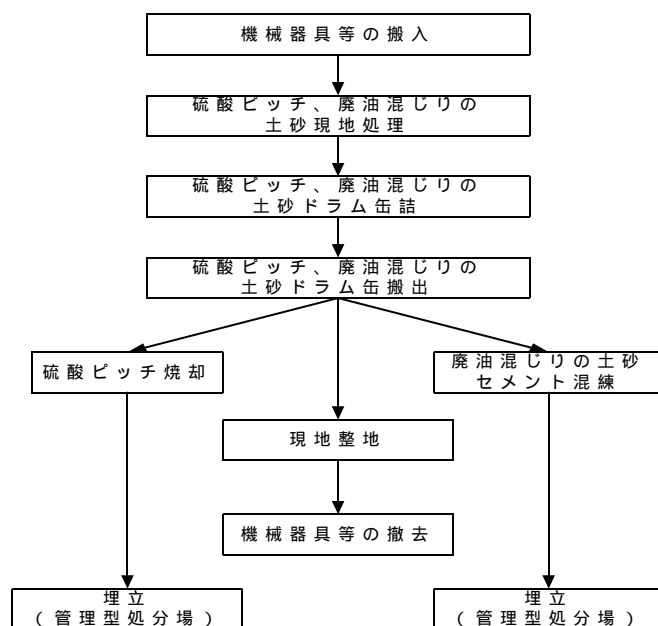


図 - 3.1 硫酸ピッチ処理フロー「現地内中和処理」

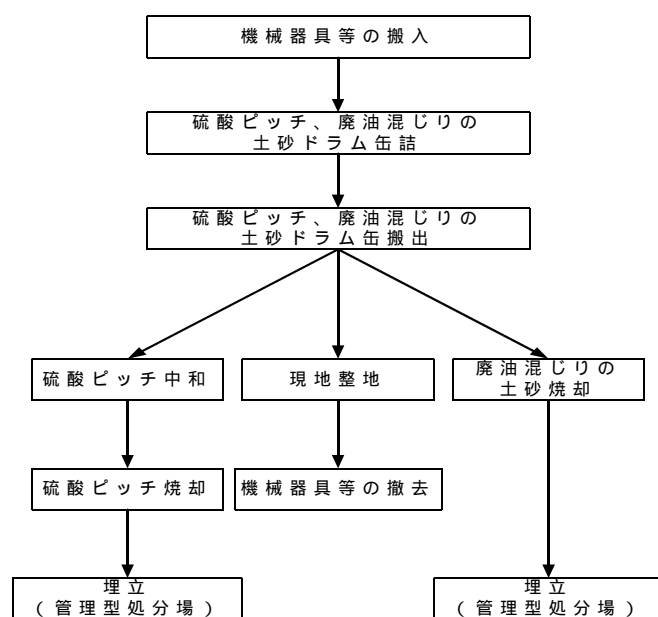


図 - 3.2 硫酸ピッチ処理フロー「現地搬出後中和処理」



### 3.2 不正軽油とは

#### (1) 不正軽油の分類

不正軽油とは、主にA重油と軽油又は灯油などを混和等させたものを軽油として販売する際に、その際に軽油引取税を脱税しているものである。これは脱税のみにとどまらず、販売された不正軽油による大気汚染、不正軽油製造時において副産物として生じる硫酸ピッチの不法投棄といった環境への負荷も招いている。

不正軽油製造の背景として、引火点等の性状が灯油、A重油と大差がないことがあげられる(表-3.4 参照)。また、軽油は、灯油やA重油には課せられていない「軽油引取税」が課せられている。このため、A重油や灯油には軽油との区別を図るために識別剤クマリンを入れることが義務づけられている。

不正軽油には次のタイプがある。

混和軽油：軽油とA重油を混和、または灯油とA重油を混和したもの。

製造軽油：上記 から硫酸や活性炭、白土などにより、識別剤のクマリンを取り除いたもの。 製造過程において硫酸ピッチが発生

灯油等の自動車燃料利用：軽油に性状が近い灯油やA重油を軽油代替品としてそのまま自動車燃料として利用するもの。

輸入軽油：規格外軽油として輸入したものを軽油として販売するもの。

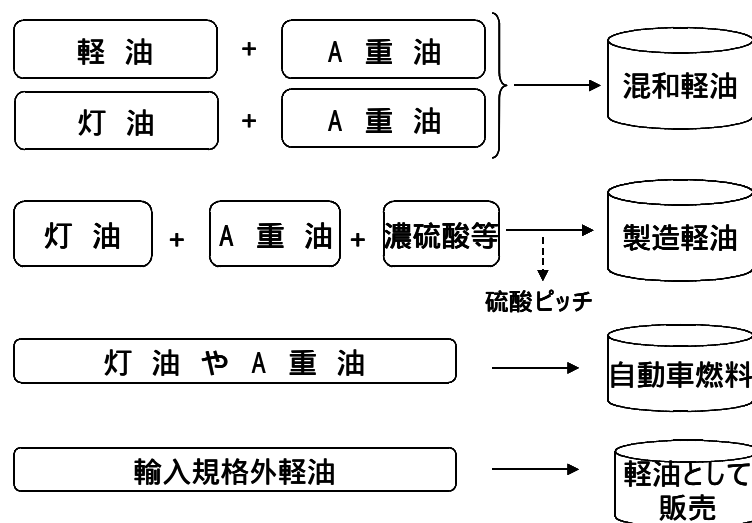


図 - 3.3 不正軽油の例

このうち、 の輸入規格外軽油については、現在は規格外軽油の輸入業者が登録制となっているため、不正軽油として販売されることはほとんどなくなっている。

なお、上記 ~ の流通量や不正軽油全体に占める ~ 各々の割合は、不明である。

---(参考1) A重油・軽油・灯油の性状について ---

A重油、軽油、灯油の性状を、日本工業規格（JIS）を中心に比較した。

表 - 3.4 重油・軽油・灯油の性状比較

種類		引火点 ( )	硫黄分 (w%)	蒸留性状 留出温度 ( )	比重	発熱量 (kcal/L)	クマリン	
重油	A重油	1号	60以上	0.5以下	-	0.83 ~ 0.95	9,700	添加
		2号		2.0以下				
	B重油			3.0以下				
	C重油	1号	70以上	3.5以下				
		2号	-					
		3号	-					
軽油	特1号	50以上	0.05以下	360以下	90% 留出	0.83 ~ 0.86	9,200	無
	1号			350以下				
	2号			350以下				
	3号	45以上		330以下				
	特3号	330以下						
灯油	1号	40以上	0.008以下	270以下	95% 留出	0.78 ~ 0.80	8,900	添加
	2号		0.50以下	300以下				

引火点等の性状をみると、軽油はA重油と灯油の中間にある。このためA重油と灯油を混和することにより、軽油に極めて近い混和軽油を得ることができる。

(参考2) 識別剤について

軽油引取税の脱税を防止するために、平成3年から軽油周辺の油であるA重油、灯油に識別剤クマリンを1ppm添加し、軽油との区別がつけられている。つまり、軽油にはクマリンが入っておらず、混和軽油にはクマリンが入っていることになる。このことにより、混和軽油の迅速かつ簡便な方法で検査ができる。

混和軽油と軽油との性状の違いは、硫黄分の差とクマリンの有無である。混和軽油は、A重油が混ざっているため、硫黄分が高く、クマリンも添加されている。税務担当が行っている路上等での抜打検査では、当然クマリンが検出される。そこで、クマリンを除くため、濃硫酸を入れて、製造軽油を製造している。この製造は正式には、地方税法上の混和の承認が必要となるが、それを取っていない密造のケースが多い。

製造軽油の場合、クマリンが検出されにくいですが、硫黄分が高く、環境負荷も大きい。硫黄分を抜くためには、脱硫設備が必要となるが、脱硫設備は高価で製造コストとあわなくなる。

クマリン

$C_9H_6O_2$  分子量 146.15 融点 69 沸点 290

性質：無色の結晶、薄切りまたは粉末、バニラに似た芳香、苦く、刺激的な味があり、アルコール、エーテルクロロホルム、ならびに揮発油に可溶、水に微溶、可燃性

用途：脱臭あるいは増臭剤、薬剤製造

(出展)東京消防庁消防科学研究所ホームページ

(参考3) A重油、軽油、灯油等の流通

石油の流通には、元売業者、特約業者、販売業者が複雑に絡んでいる。そこで、流通についても大変複雑となっている。元売業者は、特約業者に石油製品を卸している。

軽油は、約3,969万kLも販売されていて、そのうち約3,747万kLが販売店を経由して自動車・重機に入られている。軽油のフローを、下図に示す。

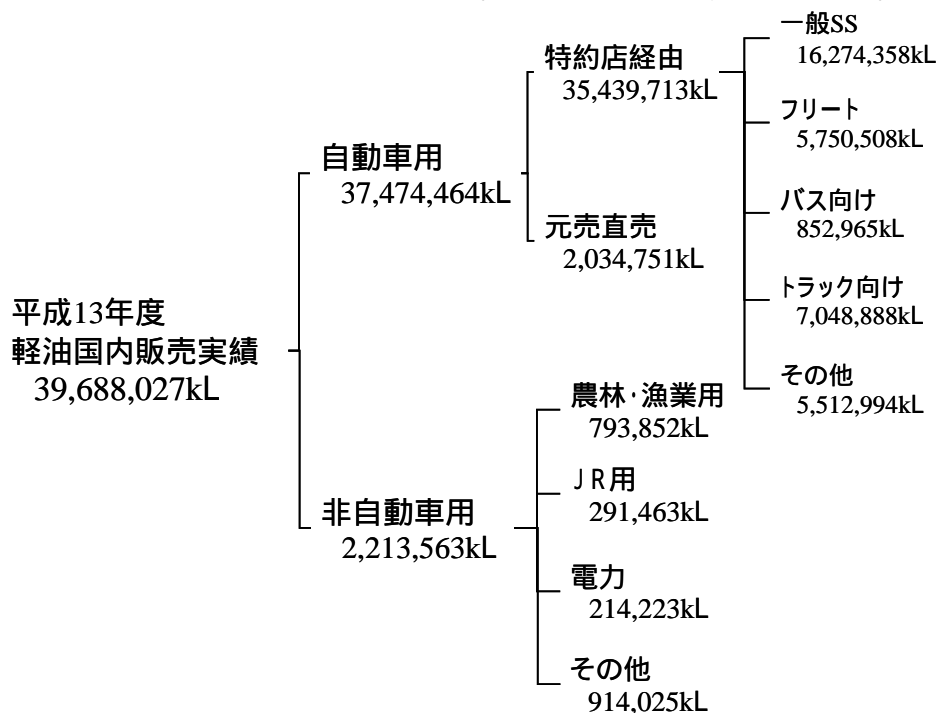


図 - 3.5 軽油需給フロー（石油連盟資料より）

重油及び灯油は、軽油以上に関係者等が複雑に絡み合っているため、需給については不明であるが、消費量及び輸入量は、下表のようになっている。

表 - 3.6 灯油、軽油、A重油の国内向販売量

(単位：千kL)

	A重油	軽油	灯油
平成12年	29,498	42,275	29,876
平成13年	29,630	41,174	29,867
平成14年	29,669	29,800	29,287

(出所：経済産業省 資源・エネルギー統計)

-- (参考4) 硫酸の流通等について

製造軽油を作るには、重油と灯油を混ぜ、濃硫酸を添加してクマリンを除去する。その硫酸について、流通量、流通経路等を述べる。

(1) 流通量

硫酸は、日本で明治6年から製造され、昭和49年には生産量が700万トンに達したが、オイルショック等により生産量が減少した。平成14年の硫酸生産量は、約670万トンだったのに対し、国内需要量は約516万トンであった。

硫酸製造会社は、国内に32社39工場あり、上位10社で全生産量の70%強を占めている。生産の多い会社は、銅の製錬排ガスからの製造が多い(上位5社)。

表 - 3.7 硫酸需給推移

単位：千トン

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
生産量	6,896	6,852	6,929	6,726	6,934	7,039	6,680	6,702
国内需要量	5,758	5,588	5,565	5,343	5,485	5,768	5,396	5,160

出所) 硫酸協会資料より

(2) 流通経路

硫酸の流通は、下図のとおりである。硫酸メーカーと需要家の間に問屋(一次店、二次店)が介在し、流通の円滑化を図っている。硫酸の輸送は、タンク車、タンクローリー、タンク船によるが、大部分がタンク船である。トラックでの輸送はコストの問題から、あまり行なわれていなく、詳細な流通量については、把握できない。

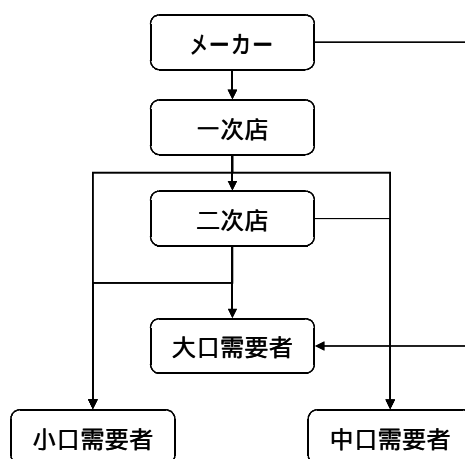


図 - 3.8 硫酸の流通機構 (硫酸協会資料により)

( 3 ) 各種の法規制

硫酸に係る法令として、以下のものが挙げられる。

消防法：対象は硫酸濃度 60 % 超

- ・硫酸 200kg 以上の貯蔵又は取扱いを行なう場合には、消防長又は消防署長へ届ける。

毒物及び劇物取締法：対象は濃度 10 % 超

- ・製造、販売は登録制
- ・毒劇物取扱責任者の選任
- ・製造所又は貯蔵所外への洩れ、しみ出し、地下浸透の防止措置
- ・硫酸の販売時は名称、数量、年月日、譲受人の氏名・職業・住所を記載した書類を作成し、5 年間保存する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・廃油、廃酸は埋立て禁止。pH5.8 ~ 8.6 に中和された中和物は油と汚泥の混合物扱い。
- ・油は焼却のあと埋立て処分。

船舶安全法：対象は濃度 1 % 超

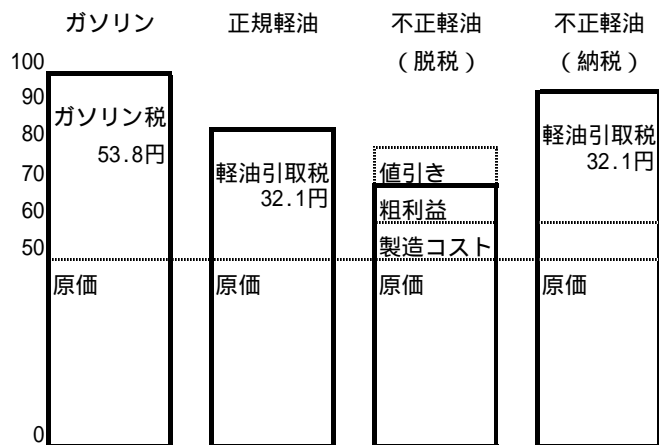
- ・船舶輸送時の安全を確保するための法律。  
危険物船舶運送及び貯蔵規則により容器輸送の場合は包装、容量等、バラ積み船の場合は、船の構造等を濃度で区別して規定している。

上記以外に、硫酸に関連する法律として、労働安全衛生法や大気汚染防止法、水質汚濁防止法等がある。

不正軽油の製造に係る硫酸の貯蔵・取扱い等の場所を特定するためには、消防法、毒物及び劇物取締法の 2 法が関係する。

### 3.3 軽油引取税と脱税の構造

不正軽油製造の主な目的は、軽油引取税を脱税することである。軽油引取税は、販売する際に現在 1L につき 32 円 10 銭課税される。不正軽油 1L あたりのコストとして、概ね製造コスト 10 円と言われており、粗利益 10 円、値引き分 10 円で、軽油引取税とほぼ同額となる。



注：重油、軽油、灯油の原価はほぼ同じ（石油連盟より）

図 - 3.9 コスト比較

例えば、1日にタンクローリ 5 台分（60kL）の不正軽油を製造する場合、脱税額は 1,926,000 円（32.1 円 / L × 60,000L）、製造者の利益はその約 3 分の 1 程度とすると 642,000 円となる。その際に、硫酸ピッチがドラム缶 5 本分生成される。硫酸ピッチを適正処理した場合には、ドラム缶 1 本あたり 5 ~ 10 万円の処理費用がかかり、さらにスラッジの処理費用がかかるため、製造コスト等も含めると利益がなくなってしまう。そこで、不法投棄を行ない、利益を出している。

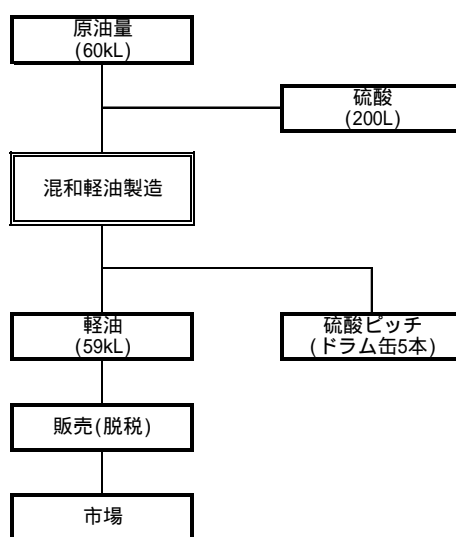


図 - 3.10 混和軽油製造の一例

茨城県における県税収入に占める軽油引取税収入額の推移を示したものが、以下の表である。

表 - 3.11 県税収入に占める軽油引取税収入額の推移（単位：千円、％）

	県税収入合計	(前年比)	軽油引取税額	(前年比)	構成比(%)
平成8年度	327,911,442	103.4	39,388,088	103.9	12.01
平成9年度	333,966,266	101.8	38,955,873	98.9	11.66
平成10年度	330,799,251	99.1	37,441,336	96.1	11.32
平成11年度	309,364,107	93.5	36,362,547	97.1	11.75
平成12年度	325,090,309	105.1	32,653,792	89.8	10.04

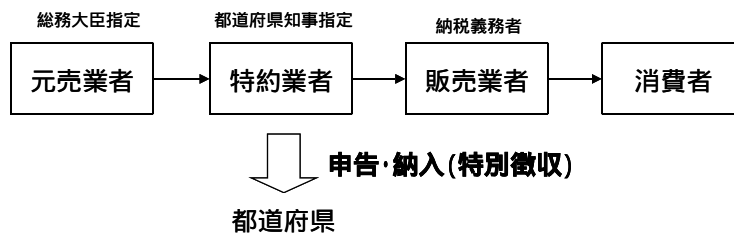
県税収入の合計は、それほど変化をしていないのに対して、軽油引取税については、年々減少傾向にある。県税収入合計に占める軽油引取税の構成比も、平成8年度には12%を越えていたが、平成12年度には10%と減少している。県税は、軽油引取税のほかに、県民税、事業税、自動車税、地方消費税、県たばこ税等がある。

軽油引取税率を引き下げることにより、不正軽油を製造しづらくなり、硫酸ピッチの生成も減少すると考えられるが、県税の中で軽油引取税は、大事な税収を占めており、引き下げるとは難しいと考えられる。

課税方式

地方税法である軽油引取税の課税方式として、次の4方法がある。

引取課税



混和課税

軽油に重油、灯油等を混和し販売した場合

販売店課税

軽油以外の重油、灯油等を、自動車の燃料として販売した場合

その他の課税

軽油を輸入し譲渡した場合、保有者が重油、灯油等を消費した場合



### 3.4 不正軽油の検出状況

平成3年に識別剤クマリンが添加されるようになり、混和軽油、不正自動車燃料については、簡単に不正軽油がクマリン採取試験により判別可能となった。

このため、税務部局では、脱税防止を目的にクマリン検出試験を主とした路上採取検査を実施している。

下表に東京都、茨城県、近畿府県で行なわれた採取検査の結果を示す。

東京、茨城では路上調査が浸透することによって、クマリンが入っている混和軽油が回避され、減少していることが推測される。

混和軽油の場合は、クマリンの除去を行っていないため、公道での都道府県などによる燃料の採取検査で不正軽油であることを比較的容易に突き止められる。このため、発覚を免れるためにクマリンを取り除く製造軽油のニーズが増えてきており、このことにより硫酸ピッチの発生量と不法投棄が増加していることも推測されている（東京都、兵庫県ヒアリング結果より）。

表 - 3.12 東京都の採取検査結果（単位：本、％）

		車 両	重 機	合 計
平成12年10月25日 ～平成13年2月5日 までに分析が完了 したもの	採油本数	1,518	1,258	2,776
	混和本数	71	325	396
	混和検出率	4.7%	25.8%	14.3%
平成13年2月6日 から平成14年2月 末までに分析が完 了したもの	採油本数	10,666	5,802	16,468
	混和本数	161	395	556
	混和検出率	1.5%	6.8%	3.4%

表 - 3.13 茨城県の採取検査結果（単位：本、％）

販売店調査	平成9年度～ 平成13年度	採取本数	9383
		混和本数	480
		混和検出率	5.1%
路上調査	平成13年10月9日	採油本数	346
		混和本数	14
		混和検出率	4.0%
	平成14年7月	採油本数	290
		混和本数	5
		混和検出率	1.7%

表 - 3.14 近畿府県「不正軽油追放強調月間」実施結果（平成8年度～平成14年度）（単位：本）

年 度	事業所調査		路上採取調査			うち近畿一斉路上採取調査分			総採取本数		クマリン 検出率
	採取本数	クマリン反応	実施回数	採取本数	クマリン反応	実施場所	採取本数	クマリン反応	採取本数	クマリン反応	
H 8	1,560	38	38	986	21				2,546	59	2.3%
H 9	2,015	58	32	933	28				2,948	86	2.9%
H 10	2,109	53	29	804	20				2,913	73	2.5%
H 11	2,157	18	32	964	29				3,121	47	1.5%
H 12	1,845	48	30	886	30	19	613	23	2,731	78	2.9%
H 13	1,754	86	32	866	47	21	602	29	2,620	133	5.1%
H 14	1,510	46	32	942	55	21	649	36	2,452	101	4.1%

近畿路上一斉採取調査については、平成12年度より実施。

## 4 . 硫酸ピッチ、不正軽油対策の現状

### 4 . 1 廃棄物分野による対応状況

現在、廃棄物行政における硫酸ピッチ対策として、以下のようなものがある。また、関係法令の一覧を表-4.4 に示す。

#### ( 1 ) パトロールによる排出源の特定と問題点

廃棄物行政では、硫酸ピッチの不法投棄の未然防止や早期発見のためにパトロールを行なっている。しかし、混和軽油等の製造について法律上届出等が行なわれておらず、排出源を特定する情報がない上に、監視等の要員が限定されている。

そのような状況の中で、廃棄物行政単独でのパトロール活動には限界がある。なお、不法投棄が発見された場合には、排出源対策が重要となる。

三重県では、硫酸ピッチを生じる工場等を特定するために、そのような工場等を設置しようとする際には、知事へ届出が必要とする条例を制定した。

#### ( 2 ) 立入検査時の対応

立入検査を行なう際、「硫酸ピッチではない」、「有価物である」との言い逃れをすることがあり、排出源対策の特定を妨げられている事実もある。

#### ( 3 ) 事実への対応の問題点

2章で紹介したように、硫酸ピッチ事案は、組織的な関与等により複雑化している。そのため、行為者及び関係者判明が困難な状態である。

### 4 . 2 地方税務分野の対応状況

地方税務分野の不正軽油対策と関係法令の一覧を表-4.5 に示す。

#### ( 1 ) 抜取検査

税務では、軽油引取税の脱税防止を目的に公道での車両燃料の抜取検査を行なっている。ただし、この検査は、クマリン検出検査であり、硫酸によるクマリンを除去した不正軽油（製造軽油）は発見できない。

また、ガソリンスタンドや運輸業者（地下タンク所有）等を対象に抜取検査を行なっている。この検査は、識別剤（クマリン）以外の項目等の詳細な分析を行なうためガスクロマトグラフ分析を用いている。その際の時間（1～2週間）とコスト（1検体で5万円）がかかるという課題がある。

なお、東京都では、クマリンを除去した製造軽油について、硫黄濃度を分析し不正軽油を判別することができる試験法を平成15年4月から導入し、他県にも働きかけ不正軽油製造基地撲滅を目指して連携した取り組みを行なっている（参考5参照）。

## (2) 税務調査の特徴

税務では軽油引取税の徴収を目的としていることから、脱税の立証をするための証拠固めの内偵調査に時間がかかる。また、守秘義務があることから入手した情報を他機関に公開することは困難であるという意見がある。

なお、地方税法第 700 条の 22 の 2 では、知事による混和等の承認を受ける義務を規定しており（罰則あり）、混和施設を把握できるが、実際に承認を受けている施設はほとんどなく、情報源としては、同業者（不正軽油製造業者）からの通報や住民情報によるところが大きい。

## 4.3 消防分野による危険物管理等の状況

消防分野における危険物管理等の対応と関係法令の一覧を表-4.6 に示す。

消防分野では、消防法に基づき危険物の製造、貯蔵及び取扱施設を把握しており、立入検査も実施している。消防関係者はこのような活動のなかで、硫酸ピッチが生成されそうな施設の見当はつくが、守秘義務があり情報の公表はできないと認識している者が多い。

- (参考5) 東京都の平成15年度の新しい取組

1. 硫黄分析の導入

平成15年4月より、全国的に低硫黄軽油（硫黄分50ppm以下）が供給されたことから、識別剤（クマリン）を除去した不正軽油を判別するために、硫黄分析を導入した。

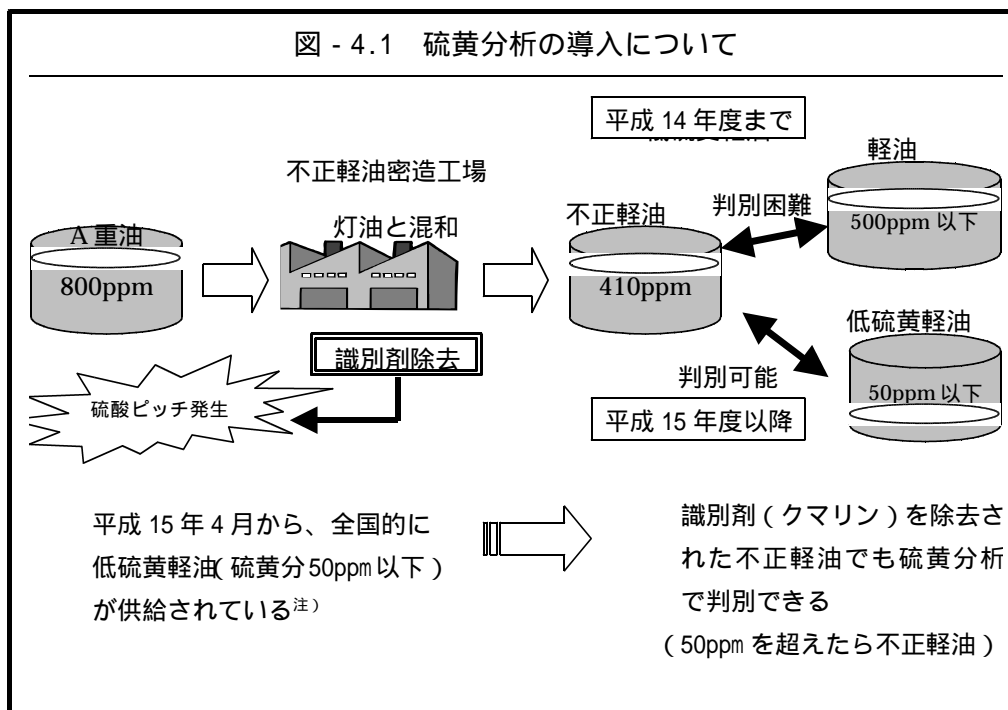
平成15年3月以前は、軽油の硫黄分が500ppm以下となっていた。不正軽油を製造する際に使用するA重油の硫黄分は約800ppm程度ある。A重油と灯油を半分ずつ混和すると、灯油の硫黄分が約20ppm程度なので、硫黄分は約410ppm前後になり、500ppm以下になる。

そのため、今までは硫黄分で不正軽油を判別することができなかった。しかし今回、硫黄分が10分の1の低硫黄軽油が全国流通することで、硫黄分析により、識別剤を除去した不正軽油の発見が容易になる。

今後は不正軽油の取締りを一層強化し、脱税を防止するとともに、不正軽油製造時に排出される硫酸ピッチを防止し、首都圏の環境をさらに改善していく。

(具体的な取組)

- ・硫黄分析で50ppmを超える不正軽油を発見した場合は、徹底的に取締りを行なう。
- ・他県に対し、硫黄分析の実施と取締の強化を働きかける。
- ・他県と連携して不正軽油製造基地を摘発していく。



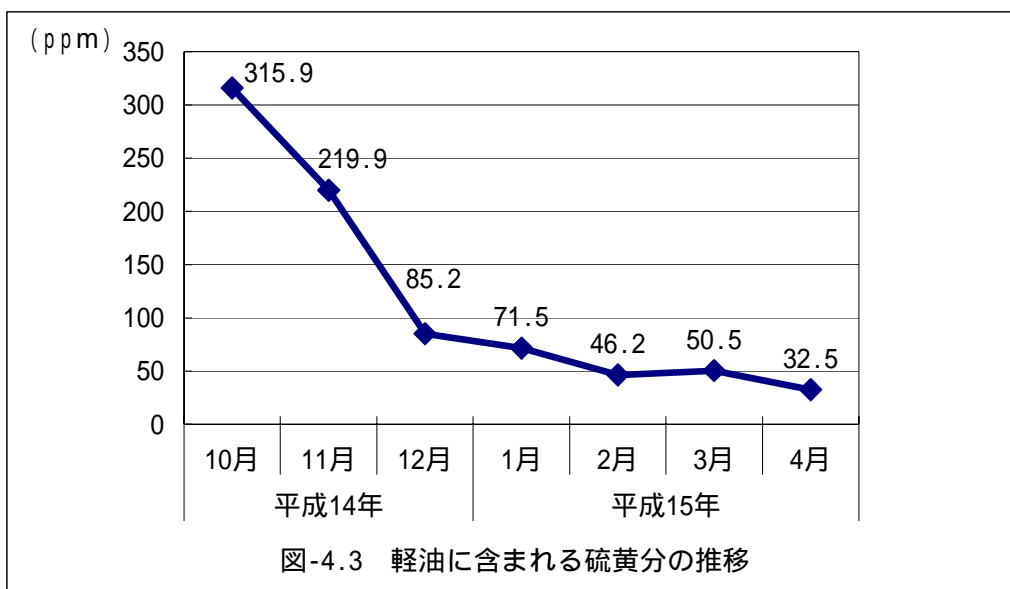
注)平成14年末から平成15年はじめにかけ、石油会社では、製油所で50ppm軽油の生産に着手し順次、出荷を開始した。ガソリンスタンド(SS)の軽油地下タンクは通常1基であるため、製品の置き換えが必要であった。このため、置き換えには約3ヶ月が必要と見込まれていた。この対応の結果、平成15年4月から全国的(沖縄、離島を除く)にSSで販売されている軽油は50ppm低硫黄軽油となった(国の規制では平成16年末までに低硫黄化することとされていたが、石油業界の自主努力で平成15年4月からの低硫黄軽油の供給が可能となった)。

## 2. 硫黄含有量の推移

東京都では、低硫黄軽油の普及率を確認するため、平成14年10月以降に採取した軽油2,068本の硫黄分析を行なった。採取月別の平均値は下図のとおり、平成15年4月に入り平均33ppm程度まで下がっている。

表 - 4.2 採油月別硫黄分推移表

採油月別	平成14年			平成15年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
平均値 (ppm)	315.9	219.9	85.2	71.5	46.2	50.5	32.5
50ppm以下率	2%	3%	35%	47%	69%	67%	97%



## 3. 硫黄分析の有効性

分析した2,068本の軽油のうち、高濃度の硫黄分が検出されたものが9本存在したが、うち6本が識別剤を駆除した不正軽油であったことが分かった。

不正軽油を製造する際に使用されるA重油の硫黄分は平均で800ppm程度あり、識別剤を駆除しても硫黄分析により硫黄濃度で不正軽油と判別できる。不正軽油の発見に非常に有効な手段である。

表 - 4.4 廃棄物行政の関係法令と対応状況・課題

	関係法令	行政対応状況	課題
<p>廃棄物関係</p>	<p>廃棄物処理法第 12 条の 3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。</p> <p>廃棄物処理法第 18 条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者若しくは産業廃棄物処理施設の設置者又は情報処理センターに対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>廃棄物処理法第 19 条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で収去させることができる。</p> <p>廃棄物処理法第 19 条の 5 産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。 一 当該処分を行った者 二 第 12 条第 3 項若しくは第 4 項、第 12 条の 2 第 3 項若しくは第 4 項、第 14 条第 10 項又は第 14 条の 4 第 10 項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者 三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者 四 当該処分を行った者若しくは前 2 号に掲げる者に対して当該処分若しくは前 2 号に規定する規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等を行うことを助けた者があるときは、その者</p>	<p>不法投棄の未然防止や早期発見のためにパトロールを行なっている。</p> <p>排出源の情報を入手した場合は、立入検査を行なっている。</p> <p>条例による対応（三重県の例） ・三重県では、条例「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成 13 年条例第 7 号）を制定し、三重県内において適正な処理をすることが困難な産業廃棄物として定める「指定産業廃棄物」（硫酸ピッチ及び硫酸ピッチを含む産業廃棄物）を生じる工場等を設置しようとする者は、設置の 30 日前までに県知事に届け出なければならない。届出を行なわなかった場合には罰則が科される。 ・平成 15 年 2 月現在、2 社の届出数がされている。 ・届出施設に対しては、継続的な監視を続けるとともに、定期的な立入検査を実施している。 ・硫酸ピッチの処分先も把握しており、処分先への搬入確認も行なっている。 ・届出情報は税務部局にも提供し、税務部局では別途徴税に関する調査を行なっている。</p>	<p>排出源に関する情報がないため効率的なパトロールができない。</p> <p>「硫酸ピッチではない」、「有価物である」などの言い逃れをするケースがある。</p> <p>また、県では、不正軽油の製造施設というだけでは立入をする理由に乏しいので、硫酸ピッチを適切に処理しているということを確認することを必要との意見があった。</p>

表 - 4.5 地方税務分野の関係法令と不正軽油問題対応状況・課題

	関係法令	行政対応状況	課題
税務関係	<p>地方税法第 700 条の 3 4 軽油引取税は、前 3 項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量を課税標準として、当該石油製品販売業者の事業所所在の道府県において、当該石油製品販売業者に課する。</p> <p>地方税法第 700 条の 8 道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。</p> <p>地方税法第 700 条の 9 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。 一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者 二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者 三 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者</p> <p>地方税法第 700 条の 22 の 2 元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、混和、譲渡又は消費を行う時期、数量その他の総務省令で定める事項を定めて、混和等を行う場所の所在地の道府県知事の承諾を受けなければならない。</p> <p>地方税法第 700 条の 22 の 3 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項各号の行為を行った者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>地方税法第 700 条の 28 第 700 条の 11 第 2 項の規定によつて徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた軽油引取税の特別徴収義務者は、5 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>路上での燃料抜き取り検査の実施</p> <p>ガソリンスタンドや運送会社等（地下タンクを保有）に対し抜き取り検査を実施している。</p> <p>実際には、同業者（不正軽油製造業者）からの通報や住民からの苦情等の情報をもとに内偵をし、脱税額を算定する。 内偵調査に半年～1年をかけるため、その間も硫酸ビッチが排出され続けることになってしまう。</p> <p>不正軽油撲滅対策協議会の設置（茨城県の例） ・茨城県では税務部局が事務局となり、不正軽油撲滅対策協議会を立ち上げた。 ・構成メンバーは、トラック協会、バス協会、産廃、警察、税務。 ・活動内容は、以下のような内容で啓発活動が中心である。 各団体の傘下企業へ不正軽油を使用しないようお願い。 機関紙での呼びかけ 情報交換（総体的なこと） 「110 番」の設置 撲滅アピール、キャンペーンの実施。</p> <p>路上抜取検査 平成 3 年に、重油・灯油に識別剤クマリンが添加され、クマリンの抜取検査により混和軽油の判別が可能になった。現在、税務部局では、クマリン抜取検査が主流である。</p> <p>東京都の取組 平成 15 年 4 月より、全国的に低硫黄軽油（硫黄分 50ppm 以下）が供給されたことから、識別剤（クマリン）を除去した製造軽油を判別するために、硫黄分析を導入している。また、他県にも働きかけ不正軽油製造基地撲滅を目指して連携した取り組みを行なっている。</p>	<p>路上抜き取り検査は、クマリン検出検査であり、製造軽油（硫酸によりクマリンを除去した不正軽油）は、硫黄分の検査をしないと摘発できない。</p> <p>クマリン抜取検査（クマリンのみ分析）は、7～10 日で約 1 万円。 より詳細な分析を行なう場合には、コストがかかる。</p> <p>守秘義務があり、関連業界から得た情報や内偵調査の情報を公開できないと理解している人が多い。</p> <p>クマリンが混入している混和軽油については、クマリン抜取検査にて判別が可能だが、クマリンを除去している製造軽油の判別が難しい。</p> <p>低硫黄軽油抜取検査（硫黄分のみ分析）は、7～10 日で約 1 万円。 不正軽油撲滅のためには、全国的な低硫黄軽油抜取検査の導入が必要である。</p>

表 - 4.6 消防分野の関係法令と危険物管理等対応状況・課題

	関係法令	行政対応状況	課題
消防関係	<p>消防法第4条 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入りする場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。</p> <p>消防法第9条の2 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>消防法第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。軽油、灯油は1,000ℓ以上、重油は2,000ℓ以上を貯蔵、又は取り扱う施設は届出（施設設置の許可）が必要。</p> <p>消防法第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。</p> <p>消防法第14条の3の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。</p> <p>消防法第16条の5（質問、検査等） 市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。2略</p> <p>消防法第42条（罰則） 次のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（中略） 第11条第1項の規定に違反した者、第11条第5項の規定に違反した者。</p> <p>消防法第44条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。1略。 第4条、第16条の5第1項若しくは第34条の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは怠避した者。（中略） 3の3 第14条の3の2の規定による点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかった者。（以下略）</p>	<p>硫酸ピッチを排出する作業場等は、重油等の火災発生のおそれがあるものを扱っているため消防法第4条に該当する施設と考えられる。同法第4条では資料提出、検査等もできることが明記されている。</p> <p>市町村の消防は、消防法に基づき、施設設置の許可、及び定期的な立入検査を行なっている。</p> <p>立入検査をする際は、消防の立場では貯蔵保管の安全性や消火活動の妨げにならないことを重点にチェックしている。</p>	<p>不正軽油製造施設は概ね消防法に定められた許可を要する施設であると考えられる。しかし、施設数と要員の関係から一施設当たりの立入検査の実施回数には制約がある。</p> <p>消防における立入検査は、防火安全や危険物保安の観点から実施。また、不正軽油の製造そのものは直接的に消防法違反を形成しない。</p> <p>危険物の貯蔵場所等については、守秘義務があるため、公表できないという理解をしているケースがある。</p>



#### 4.4 行政対応についてのまとめ

廃棄物、税務、消防のそれぞれの分野における硫酸ピッチ、不正軽油への対応状況を整理したのが、表 4.7 である。

表 - 4.7 関連部局ごとの対応状況と課題の整理

部 局	対 応 状 況	課 題
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理許可施設に対する監視</li> <li>・ パトロールによる排出源の搜索</li> <li>・ 条例化による排出源の特定（三重県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出源の特定が困難</li> <li>・ 「硫酸ピッチではない」「有価物である」等の言い逃れをされる。排出源対策の特定の妨げられる事実もあるといわれている</li> </ul>
税務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガソリンスタンドや運輸業者等への抜取検査</li> <li>・ 情報源は住民や関連業界からの情報が中心</li> <li>・ 路上での燃料抜取検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内偵調査に時間がかかる</li> <li>・ 守秘義務があり、保有情報を公開できないと認識している者が多い</li> <li>・ 抜取検査での硫黄分析の導入</li> <li>・ 路上抜取検査はクマリン検出検査が主であり、クマリンを除去している場合は、不正軽油を検出できない</li> </ul>
消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物の製造、貯蔵及び取扱の届出情報により、定期的に立入検査を行なっている</li> <li>・ 検査の内容は、設備の安全性や防火対策に重点が置かれており、廃棄物に関しては対象としていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 守秘義務があり、危険物の届出情報等は公開できないと認識しているケースがある</li> <li>・ 対象施設数と消防要員の関係から一施設当たりの立入検査の実施には制約がある</li> </ul>

表 4.7 に示した状況の中で、本検討委員会で以下のような指摘がなされた。  
 各部局とも立入権限等を有しているものの、立入の目的が異なるため連携が不十分である。  
 守秘義務を気にしすぎるので、情報の共有化ができにくい。  
 最も広範に排出源を知ることができる可能性があるのは、消防である。

## 5 硫酸ピッチ不法投棄防止対策

### 5.1 全体フロー

硫酸ピッチが発生する不正軽油について、原料供給から製造、販売の流れを示したものが下図である。

硫酸ピッチの不法投棄を起こさせない方策としては、不正軽油を製造させない、使用させない、軽油引取税の引き下げ等の抜本的な対策の他に、製造～販売の流れの順に、次のような方策があげられる。

不正軽油製造場所を特定することについては、消防においては消防法の運用、税務においては地方税法の運用が必要となってくる。A重油、灯油等の原料に対しては、原料の流通経路の把握やクマリンの代替物質開発の検討がある。硫酸に対しては、流通経路の把握等が考えられる。不正軽油販売や使用の際においては、税納付状況のチェック、抜打検査等による取締や検査方法の改善等による不正軽油摘発の精度向上等の対策が考えられる。

本章では、不正軽油の製造場所が把握できれば、硫酸ピッチの排出が想定され、廃棄物処理法に基づく対応が可能となることから、下図の~~~~~ 枠内に示す排出源対策について主に検討した。

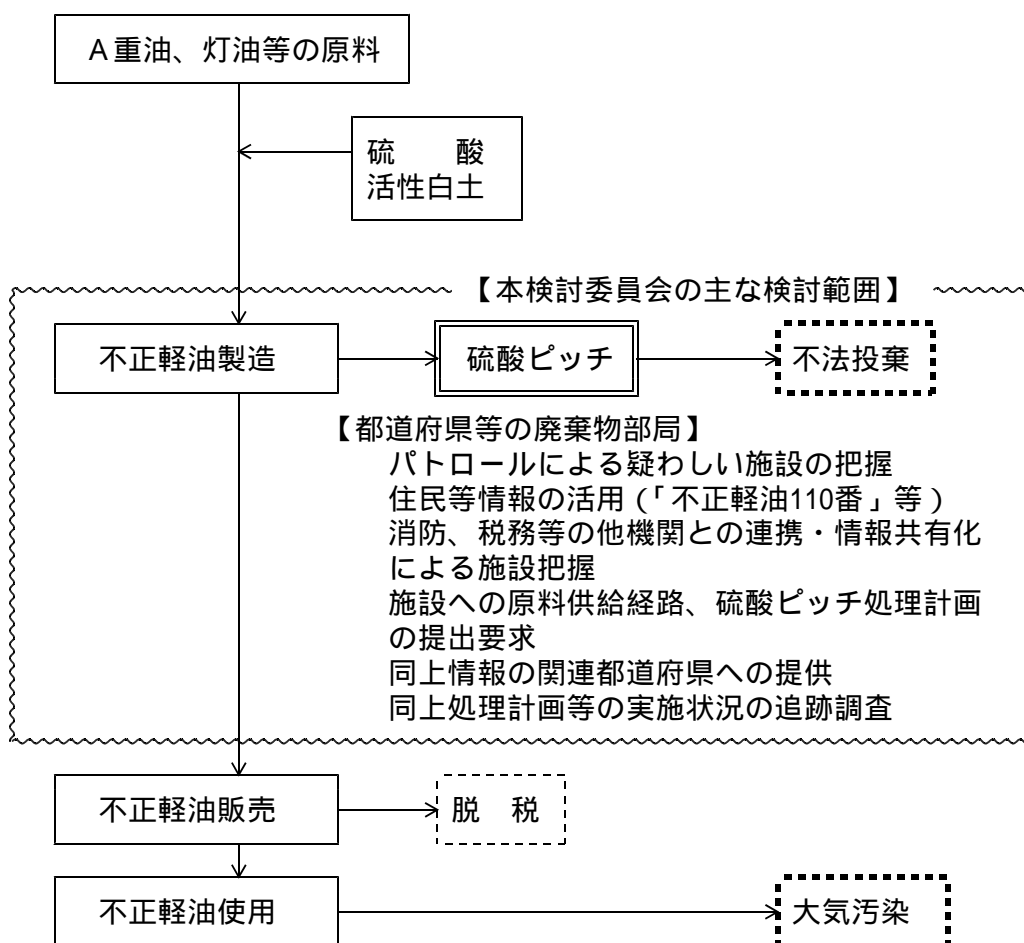


図 5.1 不正軽油の原料供給から製造、販売、使用までの流れと想定される対策

-(参考)関係機関での対策

硫酸ピッチの不法投棄は不正軽油製造に伴って発生するものであるため、都道府県等の廃棄物担当部局が主となる排出源対策のみでは限界がある。硫酸ピッチの不法投棄を防止するための、関係機関を含めた検討課題を列挙すると次のとおりである。

(1) 消防法の厳格な運用

消防法では、指定数量以上の危険物を貯蔵、製造、取扱う場合には、市町村長等の許可が必要と規定している(消防法第10条)。指定数量は、重油(2,000ℓ)、軽油(1,000ℓ)、灯油(1,000ℓ)とされている。また、硫酸は200kg以上を貯蔵又は取り扱う場合には、消防長又は消防署長へ届け出なければならない。もし、届出しない場合には、30万円以下の罰金又は拘留である(法第44条)。

また、消防法第4条では、消防長又は消防署長が、火災予防のために必要あるときに、関係者に対して、資料の提出、報告、立入ができ、対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査できる(法第16条の5では、市町村長にも権限を付与)。硫酸ピッチを排出している作業場等は、重油や灯油等の火災発生のおそれがあるため、法第4条により、資料提出や検査等もできる。

以上のように、消防法では、火災予防のため、届出等や立入検査権限の付与が明記されている。

(2) 地方税法700条の22の2「混和等の承認を受ける義務等」の厳格な運用

地方税法700条の22の2では、軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素を混和して軽油を製造するときは、混和等を行なう場所の所在地の道府県知事の承認を受けなければならないと規定されている。

しかし、実際には前述のように届出を行なわれることは少ない。脱税を目的として混和を行なう者は、届出も行なわない。法700条の22の2の承認を受けずに混和を行なった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっている。

(3) クマリンの代替物質の開発促進

平成3年度に軽油周辺油(重油、灯油等)に識別剤として、クマリンを添加しているが、濃硫酸で簡単にクマリンが除去できることから、製造軽油が安易に製造され、硫酸ピッチの不法投棄が頻発している。このため、硫酸ピッチ不法投棄を防止するためには、簡単に除去できない識別剤を、灯油への添加物として使用した場合の人体への安全性についても十分に検討しつつ開発促進していくことが必要となっている。

( 4 ) 路上抜取検査等での硫黄分析の導入

平成 15 年 4 月以降、正規ルートの軽油は、ほぼ全国的に低硫黄軽油に置き変わっていることから、東京都が導入を始めた路上抜取検査等での硫黄分析は、不正軽油の判定及び撲滅に効果的であり、全国的な導入が望まれる。

( 5 ) 不正軽油の不使用

税務、消防、廃棄物担当、警察、市町村等が連携した不正軽油の不使用運動等の推進、路上抜取調査の拡充、罰則強化等により、不正軽油を使いにくくするための仕組みづくりが必要である。

## 5.2 排出源対策

### (1) 排出場所の特定方法

硫酸ピッチの排出場所（不正軽油製造場所）を効率的に把握するためには、以下のような方法があげられる。

#### パトロールによる疑わしい施設の把握

管内をパトロールすることによって、軽油を混和・製造（未承認製造、密造を含む）していると思われる施設を把握する。この場合、廃棄物部局の職員のみによるパトロール活動では、要員が不足することが考えられるため、ボランティア、民間委託等を活用することも視野に入れる必要がある。

#### 住民等情報の活用（「不正軽油110番」等）

住民や関連団体等からの情報収集を一元化することにより、効率的な活動が可能となる。具体的には、茨城県等全国 10 数都道府県で実施している「不正軽油 110 番」制度の導入等が考えられる。不正軽油 110 番制度の導入により、同業者（不正軽油製造業者）からの通報や住民情報が寄せられている。

#### 消防、税務等の他機関との連携・情報共有化による把握

硫酸ピッチの排出源（不正軽油製造場所）を特定、規制することが可能である法制度としては、消防法（危険物製造所としての許可・立入検査等）、地方税法（混和行為の承認、軽油引取税の賦課徴収）、廃棄物処理法（排出された産業廃棄物の処理）があげられる。

消防法では、不正軽油の混和・製造のほとんどの施設が規模的にみて市町村長等の許可対象となると考えられるため、これらの許可情報は排出源の特定のために極めて有用となる。

また、地方税法上は混和等承認義務制度により混和施設の届出制度がある。この届出制度は、不正軽油製造者の場合は、脱税前提に操業しているためこの制度は十分に機能していないと言われているが、税務部局では、この他独自の混和施設情報を有している。

したがって、都道府県等の廃棄物担当部局は、消防、税務、警察、市町村廃棄物部局との情報の共有化により硫酸ピッチの排出源をできるだけ早く特定することが重要である。

都道府県等で適切に情報を共有化していくためには、あらかじめ各担当部局による協議会等を設けて、情報共有のためのコンセンサスづくりやルール化を行なうことを検討することが効果的となりうる。

また、現状で最初にタンク等の情報を把握できるのは、消防である。そこで、消防による貯蔵設備等の検査の際にドラム缶を発見したら、中身を確認し、硫

酸ピッチであれば、廃棄物部局へ情報を伝達し共有する。ただし、消防の場合実務を行なっているのは、市町村であるので、市町村消防との連携も必要である。

消防や税務と情報を共有できたら、廃棄物部局は立入検査を行なう。廃棄物の中間処理施設等ではないが、製造に伴って発生する廃棄物の処理方法・状況等について立ち入りを行ない、確認をする。なお、廃棄物が発生しないとの言い逃れをされる場合には、廃棄物が本当に発生しないかどうかをきちんと確認する。

#### 条例による排出場所の特定（届出制等）

三重県の例にあるような条例制定によって、その発生工場を届出制にすることは、排出源の特定や排出源から処理方法等の報告を得ることが容易となる等の効果が期待できる。

なお、消防法による届出制度や地方税法上の承認制度等の諸規定と同様に脱法行為を意図した排出業者の特定には、限界がある。

#### 他県情報による排出場所の把握（都道府県間連携）

不正軽油の製造、販売は、これまで明らかになっている事例でも都道府県間をまたがっている場合が多く、都道府県間の連携は重要である。

しかし、都道府県間での情報共有化は、前述した守秘義務の問題等により現実的には難しい面があるため、情報を効果的に共有するためには、連絡協議会等の場で都道府県間のルールづくりが必要になる。

- (参考) 情報共有化における守秘義務についての考え方 (地方公務員法第34条) -

- 本検討委員会の見解 -

関係機関相互の情報の共有化にあたっては、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという地方公務員法上の守秘義務 (地方税法にも同趣旨の規定がある) との関係が問題となる。

公務員の守秘義務は、行政運営の公正の確保と私人の権利利益の保護の観点から置かれたものであり、「秘密」とは「一般的に了知されていない事実であって、それを了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」、「秘密の漏洩」とは「当該職員又は一部の特定の者しか了知していない事実を、ひろく一般に知らしめる行為又は知らしめるおそれのある行為」と解されている。また、刑事訴訟法では職務遂行上犯罪であると思料する場合について公務員の告発義務が規定されている。

これらを総合的に勘案すると、混和軽油の未承認製造という明らかな違法行為又はそのおそれを職務遂行上知り得た公務員が、関係する行政機関に当該情報を通知し、関係資料を提供することは守秘義務に抵触するものではなく、当該製造行為を放置することによって脱税又は不法投棄という重大な結果が惹起することからすれば、むしろ、地域の生活環境を保全し住民福祉の増進を図るという地方自治体の役割から、公務員としては当然の正当な行為というべきである。ちなみに、刑法では「法令又は正当な業務による行為は、罰しない」との規定が置かれている。

なお、この点について、地方税法では「徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる」との規定が、廃棄物処理法では「都道府県知事は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる」との規定が置かれ、他の行政機関に所属する公務員からの情報提供行為を適法ならしめる法律上の根拠となっている。

地方税等において税務職員の守秘義務違反は、一般公務員に比して重い罰則が規定されているが、これは個人の所得、資産等の状況を強制的に調査する権限を有するという税務事務の性格から、課税に関係しない私人への経済行為への介入を防止するとともに、私人のプライバシーを保護するという観点から置かれたものと解されているが、未承認で混和軽油を製造する行為はそもそもが違法行為であって、さらに不法投棄等の重大な違法行為を惹起する蓋然性が高いということを考慮すれば、公共の福祉の観点からしても守秘義務によって守られるべき権利利益とはいえないものである。

## (2) 排出源への立入検査の方法

(1) により硫酸ピッチの排出源の情報が得られた場合に、都道府県等の廃棄物担当部局はすみやかに立入検査を行なって、硫酸ピッチの特定や処理方法の確認、もしくは不適正処理の把握や措置を行なう必要がある。

過去に不正軽油の製造が行なわれたことを確認している施設については、製造再開を抑止するとともに、製造が再開されていたときには迅速に対処するため、関係機関が合同で定期的に立入検査を行なうことによって監視下に置いておく必要がある。

立入検査の頻度、方法については、当該製造施設の稼働状況などを考慮し、例えば、老朽化して休眠状態にある施設については四半期に1回、新しい施設は月2回とするなどの対応が求められる。立入検査にあたっては、各法令に定める基準の適合状況とあわせて、不正軽油の製造を行なっているかどうかの確認をすることが重要である。具体的には、

- 1) 製造装置の構造、タンクの内容物、保管している廃棄物等の確認、採取
- 2) 帳簿等により、原料の仕入れ、製品の販売状況を確認
- 3) 責任者等からの聞き取り

等が考えられる。

なお、指導に従わない(あるいは最初から従う意思のない)悪質な業者については、警察との連携のもとに、各種の行政権限を積極的に行使していく必要がある。

既に稼働中の施設において、新たに不正軽油製造の疑い又はおそれが生じたとき(各関係機関が立入検査等で認知したとき、住民等から情報提供があったときなど)には、関係機関が合同で立入検査をし、事実関係を確認した上で、監視下に置く必要があるときには に準じて取り扱っていく必要がある。

また、新たに設置されようとしている施設について、その疑いがあるときには、当該情報を関係機関が共有し、事案の性格に応じて、稼働前後に立入検査するものとする。このケースについては、消防法の設置許可申請が端緒となることが多いと考えられるため、標準的な不正軽油製造プラントの例を各消防本部に提示し、協力を要請する必要がある。

また、立入検査を行なった際、硫酸ピッチではないとか有価物であるとの言い逃れをされる場合がある。その際にはサンプルを採取し、pH 検査等を行なって硫酸ピッチであることを認めさせたり、全国的に硫酸ピッチの不法投棄が多発している以上廃棄物であることを認めさせる。または、販売を証する帳簿等の提示を求めることが必要である。



(参考) 不正軽油製造を立証するための税務、消防と連携したサンプル採取の方法例

不正軽油の製造を立証するために製造所のタンク等からサンプルを採取する場合、廃棄物処理法では「この法律の施行に必要な限度において」(同法第 19 条)、消防法では「危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のために必要があると認めるとき」(同法第 16 条の 5)、地方税法では「軽油引取税の賦課徴収に関する調査のため」(同法第 700 条の 8)、といった制約がある。相手方の出方(法的根拠について法律論争に出てくるような場合)によっては、無用のトラブルを回避するため、廃棄物(硫酸ピッチ)と思われるドラム缶からの採取は廃棄物処理法、原料タンクからの採取は消防法、製品タンクからの採取は地方税法というような運用が必要となることも考えられる。

### (3) フォローアップ(追跡調査)

立入検査や報告徴収により確認した硫酸ピッチの処理先、処理方法等については、排出事業者が虚偽の報告をする可能性があったり、立入検査後消防、税務等が個別に対応してしまう可能性がある。廃棄物部局としては、対象施設と十分話し合い、定期的な立入検査の実施、定期的な処理計画や報告の提出、パトロール等による監視、追跡調査を行なうことでフォローアップしていくことが特に重要となる。

## 5.3 硫酸ピッチ不法投棄事案への対応方法

### (1) 硫酸ピッチ不法投棄場所

原状回復支援事業の実施例をみると、不法投棄場所は、人目につかない山中で硫酸ピッチ入りのドラム缶が放置あるいは埋設されたケースと、市街地の資材置場に油の保管を装って放置されたケースに大別される。

したがって、硫酸ピッチ不法投棄の発見のためには、このような場所に対する監視活動が不可欠となる。

### (2) 硫酸ピッチ不法投棄発見時の対応

#### 応急措置と周辺環境への影響把握

硫酸ピッチの不法投棄はドラム缶に詰めて行なわれる。最近の事例では、腐食抑制、亜硫酸ガス発生を遅らせる等の目的で、ドラム缶の内側にビニール袋を入れて直接硫酸ピッチとドラム缶が接触しないようにしてる例が多い。

ドラム缶が腐食し、硫酸ピッチ（黒色で粘性が強い液状）が漏出している状態では、亜硫酸ガスが発生するため特有の臭いが発生するため硫酸ピッチであることが概ね判断できる。

ドラム缶からの漏出がない場合は、亜硫酸ガスの噴出に注意して、サンプルを抜き取り、分析試験を行なって特定する。

硫酸ピッチであることが特定された場合には、防水シートによる被覆や立入禁止柵の設置等の応急対策を行ない、周辺（土壌、水）への汚染範囲を目視や土壌、水の分析試験により把握する（屋内にある場合には、硫酸ミスト発生による腐食を促進する可能性があるため、防水シートによる被覆はしないほうが良いケースがある）。

#### 排出源調査

硫酸ピッチの不法投棄事案について投棄関係者に原状回復させるためには、過去の支援事例からみると、排出源（排出工場）を特定することが不可欠である。これは、投棄実行者は、一般にドラム缶1本あたり数千円で仲介者から保管等を依頼されるケースが多いこと等から、投棄実行者が資力不足であることがほとんどであることによる。

排出源の特定方法としては、ドラム缶のナンバーにより調べる方法や不法投棄現場に落とされた伝票類等から特定する方法があるが、建設廃棄物等の事案に比べこれらの証拠物が少なく、現実的には排出源の特定が難しい。

このため、警察と連携した迅速な対応によって事案の解明が必要となる。

#### 関係者への資産保全と代執行費用の求償等

警察捜査等により、投棄実行者 - 仲介者 - 投棄実行者の全容を解明し、より多くの関係者を特定し、資産保全措置を講じることや、代執行後についても継続的

に求償を行なっていく必要がある。なお、具体的な資産保全の方法や求償方法は、「不法投棄未然防止対策検討委員会・その2報告書」( (財)産業廃棄物処理事業振興財団・平成14年7月) に示している。

#### 行政代執行実施時の留意点

硫酸ピッチの処理は、全国的にみても処理可能な施設が10施設程度と限られているのが現状であるが、施設別の処理料金の幅が大きいことや、同一の処理施設であっても施設の稼働状況等によって変動幅が大きい。

このため、硫酸ピッチの行政代執行にあたっては、できるだけ多くの処理業者のなかから業者選定することが必要である。

また、処理方法の選定にあたっては現場の周辺状況をふまえ適切な方法を選定することが必要であるとともに、現場から搬出後再度の不法投棄がなされないように、現場管理、伝票管理等を十分に行なう必要がある。

## 6. 基金制度における原状回復事業の支援にあたっての排出源対策

都道府県等において、硫酸ピッチの不法投棄を防止するためには、地域の状況に応じて対策を適切に実施していくことが肝要となるが、とくに以下に示す対策は最も重要かつ効果的な排出源対策であると考えられるものである。

財団の基金の運営に際しても、ここ1、2年硫酸ピッチ不法投棄事案についての基金支援要請が急増しているなかで、支援にあたっては都道府県等が講じるこれら監視・立入等の方策（再発防止策）についての説明を受けたうえで、その内容を十分検討していく等の対応を行なうものである。

### 監視活動の充実

硫酸ピッチ排出源の特定や排出源への監視を目的とした、監視活動の充実。

### 情報の共有化

硫酸ピッチ発生源を特定するため、廃棄物担当部局、県消防（市町村消防を含む）、税務等間の情報の共有化。

とくに、消防法上、不正軽油の混和・製造のほとんどの施設が届出の対象となることから、県消防部局を通じての消防情報を迅速に廃棄物部局と共有する。

### 立入検査、報告徴収の実施

特定された硫酸ピッチの排出源に対する適正処理の確認等を目的とした立入検査、報告徴収の実施。

なお、消防法に基づく届出がなされていないこと等の不正が確認された場合には、刑事告発、消防法の罰則規定等の厳格な適用を行なう。

### 追跡調査

立入検査や報告徴収だけでは、硫酸ピッチの適正処理の事実確認が難しいことから、排出源への監視等による追跡調査の実施。